

国立大学法人埼玉大学における交通施設料に関する定め

平成17年11月10日
学 長 裁 定

第1 国立大学法人埼玉大学構内交通規制実施要項第8第2項に定める交通施設料は、次のとおりとする。

自動車 月額 800円

二輪車 月額 400円

第2 交通施設料の算定は暦月によるものとし、一月に満たない月については一月として算定する。

附 則

この定めは、平成17年11月10日から施行し、交通施設料の負担は平成18年度の入構許可を受ける者から適用する。